

**滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案に対して提出された  
意見・情報とそれに対する県の考え方について**

**【県民政策コメントの実施結果について】**

平成19年6月25日から7月25日までの期間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案について意見・情報の募集を行いましたところ、下記のとおり4人から10件の意見・情報が提出されました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報は要約しています。

**【提出された意見・情報の概要】**

全体に関する意見		2件
第2条	定義	3件
第29条の5	地下水の水質の汚濁の状況の調査	1件
第29条の7	地下水の浄化措置命令	1件
第29条の9	地下水浄化計画	1件
第48条の3	土地の形質変更時の調査	2件



県民政策コメントによる滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案に対するご意見とそれに対する県の考え方

No	指摘箇所	ご意見・情報の要旨	県の考え方
1	全体に関する意見 (自然的な原因による汚染)	<p>滋賀県の地質は、元来自然由来による重金属類(ヒ素やフッ素)が検出されるケースが多い。住宅や工場、商業店舗や物流センターなどを建設する際に、滋賀県内の採石場から造成用して搬入される土壌に自然由来によるこれら重金属類が含まれている事例が多々ある。滋賀県として、このリスクに対する明確な規定を構築すべきではないか。</p>	<p>本条例は、事業活動に伴って生じる汚染の未然防止、浄化対策を進めることを目的としています。このため、土壌汚染対策法と同様に自然的な原因による汚染は対象外としたものです。</p> <p>なお、環境影響評価の対象となる大規模な造成工事では、持ち込まれる土壌の調査を求めています。</p>
2	全体に関する意見 (汚染土壌の処理)	<p>土壌汚染が存在した場合、敷地外に搬出する際、現状滋賀県内には浄化処理を行う公的或いは民間の施設がなく、全て県外に搬出となる。条例を制定するにあたってそれら施設をつくるべきではないか。</p>	<p>平成15年の土壌汚染対策法の施行により、汚染土壌の浄化処理に関する仕組みは確立されています。</p>
3	第2条 有害物質、指定有害物質等	<p>栗東における廃棄物処分場での地下水汚染が問題になっている中、土壌汚染対策法で規制されている物質はもちろん、ダイオキシン類の汚染を心配している。</p> <p>ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別処置法」等の法律で規制がゆだねられているようだが、県独自で規制を強化される必要を感じている。</p>	<p>ダイオキシン類については、ダイオキシン対策特別措置法の適切な運用により対応が可能と考えています。</p>

4		<p>本条例において、油類は対象になっていない。欧米先進国や韓国の事例をみても油汚染に対する法令は極めて厳しい。わが国の法律で対象とされていないのなら、滋賀県が先駆的に制定すべきではないか。</p>	
5	第2条 有害物質、指定有害物質等	<p>周辺ではガソリンスタンドの建て替え又は解体がよく見られる。工事現場の近くを通るごとに油汚染は大丈夫なのか心配している。土壌汚染対策法でも油については規制されていないが、ガソリン内には不純物ながら発がん性を持つ物質も含まれているようで、油による地下水汚染は大変心配される。この点についても県独自の施策の必要を感じる。</p>	<p>油による汚染については、臭気や油膜など生活環境の保全の観点からの規制の仕組みが必要と考えられます。しかしながら、臭気、油膜という人の感覚に係る具体的な基準値の設定は難しく、国においても評価の手法が定まっておらず、土地所有者向けの油汚染対策ガイドラインを定めるに留まっています。このため今回の条例改正の対象物質とはしていません。なお、ガソリンなどの中に含まれているベンゼンについては、有害物質として規制対象とすることを考えています。</p>
6	第29条の5 地下水汚染状況の調査対象事業場	<p>有害物質を使用する事業場には、監視用の井戸での水質検査結果を求めるとあるが、水質検査が求められるかどうかに関して、有害物質の年間取扱量や保管量 / 使用量等の基準は設けられるのか。例えば、年間取扱量(10kg以上)の有害物質を使用する事業所を対象とするなど、基準値を設定していただけないか。</p> <p>当社では、有害物質を品質試験で使用していますが、使用量は少量で、処理手順を作成して排水には流さないように管理している。また、廃液は厳重に保管し、特別管理廃棄物として外注処理している。さらに、念のために排出水中の有害物質濃度を定期的に測定して、環境基準未満であることも確認している。このような場合には、監視用井戸による水質検査の対象外とらないか。</p>	<p>試薬としての使用など、有害物質の使用が少量と認められる工場等については、地下水の調査および報告の対象とはしないこととし、第29条の5のカッコ書きで除外規定を設けています。なお、対象となる有害物質の年間取扱量等、規模について規則で定める予定です。</p> <p>この場合でも、第29条の4の有害物質の製造、使用または処理の状況等の記録が必要であり、これにより有害物質の漏洩の有無を確認することになります。</p>

7	第29条の7 地下水の浄化措置命令	浄化措置命令が出される条件は何か。	<p>浄化命令が出されるのは、地下水汚染が生じており、かつ、その水が地域住民の一般的な飲用水として用いられている場合や地下水汚染が原因で河川水が環境基準を超えている場合などです。</p> <p>なお、地下水の浄化措置命令については、水質汚濁防止法にも同様の規定があり、今回の改正は、公害防止条例の届出工場にもその対象を広げるものです。</p>
8	第29条の9 地下水浄化計画	現在、既に地下水の浄化対策を行っている場合、計画の提出は必要か。	<p>浄化対策が完了していれば改めて計画を求めることはありません。現に汚染が継続している場合は、浄化計画に基づき、引き続き対応を進めていただくこととなります。</p>
9	第48条の3 土地の形質変更時の調査	有害物質の使用とはいつの時点までさかのぼるのか。	<p>水質汚濁防止法または公害防止条例による規制が適用された時点以降に使用の届出がなされているものを対象とする予定です。</p>
10	第48条の3 土地の形質変更時の調査	<p>滋賀県は全国でも有数の人口流入県であり、住宅着工数も多い。従って東京都や大阪府の条例のように一定規模以上の敷地の改変については、履歴調査を義務付け、行政として汚染の有無を把握すべきではないか。</p>	<p>既に条例により有害物質の使用履歴調査が義務づけられている東京都や大阪府でも、実質的に有害物質の使用履歴は水質汚濁防止法等に基づく行政への届出情報により確認されています。</p> <p>このことから、条例要綱案第48条の3では、水質汚濁防止法および公害防止条例に基づく届出において有害物質の使用の履歴のある土地について、東京や大阪が対象としていない小規模な土地を含め、規模の大小を問わず土地の改変時に土壌調査を義務づけており、これによって土壌汚染のリスクの高い土地の汚染の状況を把握することができると考えています。</p>